

## 熊本県PTA共済について

令和4年度

一般財団法人  
熊本県PTA教育振興財団



### 共済制度の内容は

- ▶ P災コース
  - ▶ 児童生徒等（保護者が非PTA会員でも加入可能）  
部活動等の指導者（教職員指導者、外部指導者等）
- ▶ 安互コース
  - ▶ PTA会員（保護者、教職員等）、PTA活動指導者・支援者
- ▶ 共済期間：1年間（4月1日～3月31日）
- ▶ 共済掛金：年額一括払い（原則）
- ▶ 給付の対象：PTA活動、学校管理下の教育活動の一部、PTA会長承認行事、活動への往復中など

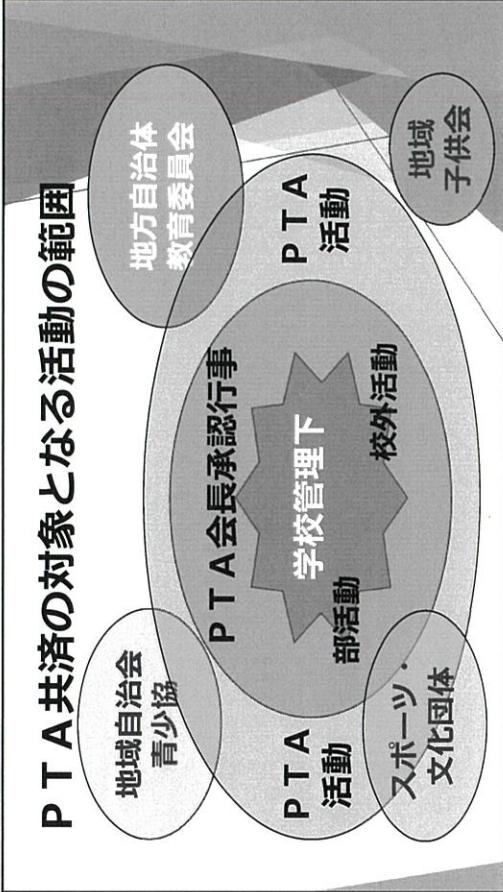
## 熊本県PTA共済とは

- ▶ 熊本県PTA教育振興財団の事業である共済制度です。
- ▶ 熊本県下の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校におけるPTA活動を始めとする教育活動の中で発生した事故の被災者を対象とします。
- ▶ それぞれの学校のPTAが共済契約者となり、PTAで加入者（学校の児童生徒等、PTA会員、部活動の指導者など）を募ります。
- \* 熊本県PTA教育振興財団では、学校へのAEDや非接触型体温計の配置や、子ども見守り事業の支援等も行っています。

## PTA共済に加入できるのは・・・

- ▶ P災コース
- ▶ 安互コース
- ▶ PTA会員（保護者、教職員）  
（PTA準会員等）
- ▶ 周囲活動の指導者  
（学校管理下）  
PTA教職員指導者（校長委嘱）  
外部指導者（校長委嘱）
- ▶ PTA活動指導者  
（PTA会員）  
PTA会長（校長委嘱）  
（保護者の代理）
- ▶ 周囲・生徒等

共済掛金と給付共済金の額			
	加入者	共済掛金 (年額)	死亡共済金 障害共済金
P災 コース	小・中学校・義務教育学校 の児童生徒	500円	最高 3000万円
	高校・高等専等の生徒・学生	800円	最高 3000万円
	部活動等の指導者 (PTA教職員会員指導者) (校長委嘱の外部指導者) (PTAメール指導者)	500円	最高 3000万円
安互 コース	PTA保護者会員(1家庭)	150円	最高 500万円
	PTA教職員会員・準会員(1名)	150円	最高 500万円
	PTA活動指導者・支援者(1名)	150円	最高 500万円



## 加入者はどのくらい? (令和2年度)

P災コース		安互コース		
種別	加入数	割合	割合	
小学校	93,489	96.4%	小学校・中学校保育者 107,113	98.7%
中学校	47,639	98.7%	公立高校 28,061	99.8%
高校・高専	45,260	96.7%	私立 中学・高校 12,454	93.9%
支援学校	2,133	98.2%	支援学校 2,032	99.6%
部活動等の 指導者	10,352	—	高専・附中 0	0 %
計	198,873	97.0%	準会員・他 9,118	—

## PTA会長承認行事とは・・・

- ▶ PTAの所属学校における教育活動で、学校管理下にあるいはPTA活動に含まれないものであつても、予め「PTA会長承認行事」として認められている場合は、PTA活動に準じて、PTA共済の給付対象となります。
- ▶ 部活動における活動や校外学習などで、休日に行われるもの、学校管理下とならないものの等が、対象となります。
- ▶ 必ず、予めPTA会長に申請し、会長が「教育活動として適切である」ことの承認を受けます。(文書による承認の記録)
  - \* 部活動の練習試合、合宿、県外での練習、歓迎会・送別会など
  - \* 学級や学年などの校外での活動、学校やPTAを代表する活動など

## 例えば・・・

○○小学校 PTA会員の旨様

○○小学校 PTA会員の旨様  
共済 入部  
地図掲示について（ご案内）

下記の要領で校区の皆さんとともに地域連携を実施いたしますので、PTA会員の皆さんへ、児童の皆さんのご参加をお願いいたします。

- 1) 主催： ○○校区自治会、校区青少年協、○○小学校 PTA  
2) 日時： 令和4年7月18日（月・海の日） 午前8時～午前10時  
3) 場所： ○○小学校運動場に集合（午前7時45分までに）  
○○校区内の4つの公園に分散（当日地区ごとに指示）  
○○小学校運動場に再集合（午前10時までに）  
\*公園で回収したごみ等も小学校に集めます。  
4) 持参するもの： 運動ができる服装、運動靴、帽子、飲み物、軍手、ごみ袋  
5) 雨天時の開催についての連絡は、当日午前6時30分にメール配信します。

## 給付の対象となるのは？

児童・生徒等

PTA活動に参加中の事故・急性の疾病

（死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故）

学校管理下での事故・急性の疾病のうち障害が残るもの・死亡に至ったものの、交通事故、歯科保険外治療が必要なものとの会長承認行事に参加中の事故・急性の疾病

（死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故）

\* 学校管理下に含まれない部活動や学級での活動：会長承認行事  
\* いずれも活動に参加するための往復中、登下校中を含む

## PTA活動の範囲

- ◆ いざれも PTA会長が責任者となります。

\* PTA会長は、すべての責任者となつて対応します。  
(年間計画、会長名の案内・企画・実施要項等の文書)

- ◆ 主催： PTAが企画運営するもので、指導者や支援者以外は、PTA会員とその学校の児童生徒等、PTAで認めた者のみが参加者となります。

◆ 共催： 他団体と共に企画運営するもので、活動の企画・準備・運営・安全配慮のすべてに、PTA内の担当者が必ず参加し、費用負担もするもので、参加者は、PTA会員や児童生徒等に限りません。

- \* PTA会長名で、PTA内への案内を必ず出します。
- \* 主催・共催にかかわらず、本共済への加入者のみが給付の対象となります。

## 給付の対象となるのは？

保護者（PTA会員）

PTA活動に参加中の事故・急性の疾病

（死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故）

学校行事に参加中の事故・急性の疾病

（死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故）

会長承認行事に参加中の事故・急性の疾病

（死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故）

\* 学校管理下に含まれない部活動や学級での活動：会長承認行事  
\* いずれも活動に参加するための往復中を含む

## PTA保護者会員の給付範囲について

- ◆ PTA活動への参加・往復中
  - 学級活動、学年活動、全体会員活動、役員・委員活動、総会、役員会、委員会、学生会、打ち合わせ会、PTA代表としての活動（学校、地域など）市町村PTA団体の活動、県・九州・日本PTA団体の活動（関連する準備、練習なども事前計画されたものは含む）
  - 入学式、卒業式、授業参観、学級懇談、講演会、運動会、進路相談会、部活動支援（校長・PTA会長承認のもの）
- ◆ 学校行事への出席・往復中
  - PTA会長承認行事への参加・往復中  
PTA主催でない行事・試合への、部や学級など団体での参加、部活動等の支援（学校管理下・PTA会長承認）

## 教職員の加入について

- ◆ 学校管理下の部活動がある場合：PTA災害コースへの加入ができます。
  - \* PTA会員であることが条件になります。
  - \* 臨時採用、非常勤の教職員も、PTA会員であれば加入できます。
  - \* 学生教育実習生の部活動・PTA活動への参加については、外部指導者として校長の承認、PTA活動支援者としてPTA会長の承認があれば、それぞれのコースへの加入は可能です。（学生保険の対象となる場合があるので確認のこと）
- ◆ 学校管理下の部活動がない場合：安互コースへの加入ができます。
  - \* PTA会員であることが条件となります。
  - \* 部活動の指導等が公務災害となる場合は共済金の給付はありません。

## 給付の対象となるのは？

### PTA教職員会員

- PTA活動に参加中の事故・急性の疾病（死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故）
- 学校管理下の部活動指導における事故・急性の疾病のうち公務災害にあたらないものの（死亡、後遺障害、負傷、突然死）
- 会長承認行事に参加中の事故・急性の疾病（死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故）
- \* 学校管理下に含まれない部活動や学級での活動：会長承認行事（死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故）
- \* いざれも活動に参加するための往復中を含む

## PTA活動の指導者・支援者などについて

- ◆ 安互コースに加入ができます。（掛金：150円）
  - \* PTA研修会・講演会の指導者、活動の支援者当該PTAの当該活動に関わる場合に限って共済金給付の対象となります。
  - 例：防犯パトロールに参加の地域の方々、研修会の講師など
- \* PTA準会員、PTA雇用の事務職共済期間中のPTA活動等への参加が共済金給付の対象となります。
- \* PTA活動の支援や指導が公務災害、労働災害の対象となる場合は給付の対象となりません。（加入不要）
- ◆ 加入には、予め加入者の名簿の提出が必要です。

## 児童生徒等の被災について

スポーツ振興センター 熊本県PTA共済



## 活動中の急性の疾患とは？

活動への参加・活動中の事故が原因となつて  
活動中に初めて発生した急性の疾患

- \* 活動中に急に症状が発生したものであること
- \* 遅くとも活動の翌日までに医療機関を受診し、  
診察・検査・治療・処置などを受けたものであること

<例> 衝撃による脳腫瘍、ピストルの音などによる耳の疾患、  
水泳による急性中耳炎、ガス中毒、熱中症（日射病）、  
誤嚥、誤飲、虫などの迷入による疾患、接触皮膚炎、  
昆虫や動物による咬傷や虫刺症、靴擦れ、マメ、凍瘡、熱傷  
(やけど)、日光皮膚炎（日焼け、雪焼け）、急激な衝撃（転倒、  
打撲、殴打など）による疾病、精神的な衝撃による脳貧血、  
自律神経失調などの疾患、PTSD、突然死（運動中、その他）

## 学校管理下の事故等もPTA共済へ

□ 死亡（児童生徒等の事故死、突然死）、障害  
PTA共済からも、重ねて規定の共済金が給付  
されます。

□ 交通事故：活動中・往復中  
PTA共済から、規定の交通事故共済金（死亡、後遺障害、  
負傷）が給付されます。

□ 歯科負傷（児童生徒等）  
保険外治療が必要な場合、PTA共済から歯科特別共済金が  
給付されます。（障害とならない場合、限度内の額）

□ 部活動の応援、支援（学校管理下の試合参加）  
同じ学校の児童生徒等、指導者、保護者等は対象となります。

## 共済金給付の対象とならないものの

- ◆ 加入していない場合（保護者代理を除く）
- ◆ 自殺、犯罪行為、闘争行為、無免許運転
- ◆ 被災者の故意の行為・重大な過失
- ◆ 地震、火山の噴火、これらによる津波
- ◆ (災害時の学校・PTA等の救援活動は除く)
- ◆ 通常の経路・方法を使わない往復中の事故
- ◆ 公共交通機関に搭乗中の事故、国外での事故
- ◆ 飲酒・薬物乱用によって発生した異常
- ◆ 核燃料物質・放射線によって発生した事故
- ◆ 医学的他覚所見のない「むちうち」「腰痛」
- ◆ 共済金を受け取る者の故意・重大な過失
- ◆ 報告のないもの、時効の以後に請求されたもの

## ご注意ください・・・

□ 往復中とは：活動や行事の目的地に向かって自宅建物を出た後、通常の往復に使用する過程で向かい、～～～活動が終了し、自宅建物に入る前までの期間

\* 往復に公共交通機関（運送業者の営業による）に搭乗している間の事故、保護者の自己判断での自家用車送迎は、適用外です。  
\* 共済加入者が運転するレンタカーの使用は、適用となります。

### ◆アルコールの入る会合や懇親会は…・

当日の研修会や会議等に引き続き開催される場合のみPTA活動とみなされ、終了後直接自宅または次の会場に到着するまでの間は適用となります。  
飲酒による事故や急性の疾病は、共済の適用となりません。

## 共済金給付の注意点

- 負傷共済金給付額は「医療保険内治療」についてのみ算定されます。
- アキレス腱断裂事故に対する共済金は一律18万円
- 歯科保険外治療費（見込み額含む）は、歯科医師が保険外治療の必要性があることを診断した場合のみ給付されます。（限度額以内）



\* 被災した歯の約2年後の状態に「異常がない」と、歯科医師が判断した場合は、歯科保険外治療見込み額の給付はありません。  
(受傷時及び2年後のX線検査所見が必要です。)

## 負傷共済金給付は…・

□ 事故につき、1回限りです。

\* 治療終了後（かつ請求期間の期限内に、早めに）

共済金給付請求手続きをしてください。

**注意：治療がすべて終了し、治癒した（治癒）治療を中止したが、問題のない状態である（中止）後遺障害のないことを確認してください。**

□ 共済金給付請求には、**医師又は歯科医師の診断書兼診療状況報告書**が必要です。（保険点数が共済金の算定基準となります）  
(\* 事故が直接の原因となつた傷病についてのみ記載してください。)

□ **負傷共済金に加算されるもの（保険適用分のみ）**

院外処方薬剤、器具自己負担分、文書料など（領収書原本が必要）

## 事務担当上の注意点

- ◆ 次年度も継続してご加入の場合は、本年度加入申込書の該当欄に、継続加入の印を入れておきましょう。
- \* 新規加入の場合は、可及的速やかに加入手続きを済ませてください。
- ◆ 加入手続きは、毎年度、**6月末日**（金融機関営業日）までに済ませましょう。
- \* 前年度から次年度への申し送り・引継ぎを確実にしておきましょう。
- ◆ 被災者からの事故報告は、**事故発生日から30日以内**にしてください。
- \* 被災者よりの報告は30日以内と決められています。
- ◆ PTAからは直ちに、財団へ報告してください。
- ◆ **次年度の担当者に、報告した事故の申し送りをしておきましょう。**
- \* 給付請求期限のくる前に、財団事務局より時効の連絡をします。  
事故報告をしたPTAで、速やかに、被災者に連絡し、診断書などの書類をそろえて、共済金給付請求手続きを開始してください。
- \* 給付請求権は、請求権発生後3年で消滅します。

## 安全なPTA活動・部活動のために

- ◆ 安全の確保、緊急時の対応に十分配慮した計画をたてましょう。
  - \* 特に野外活動では、引率の大人の数、連絡方法、**緊急時の救急用品（AED）**、輸送などに配慮しましょう。
  - \* 保護者の委任状（会長や引率者の責任を問わない）に法的な拘束力はありません。責任を問われます。
  - ◆ 児童生徒等の見守りは緊張感をもつて任務にあたりましょう。
  - \* スマホ、読書、おしゃべり、居眠り、等々・・・
  - ◆ 児童生徒の体調管理は保護者の責任です。無理をしないこと。
  - ◆ PTA会員のスポーツ活動の場合は・・・
  - ◆ PTA会員のスポーツ活動の場合には・・・練習、準備運動、ストレッチ、水分補給、AEDの準備！



## 例：PTA活動中の被災

- ▶ 夏休みプール開放で、児童が心肺停止になつた。
- ▶ 学校美化作業で、草刈り機の刃の破片が保護者の目に刺さつた。
- ▶ 学級対抗ミニバーレー大会で、応援中の児童が体育館の跳び箱から落ちてけがをした。
- ▶ 学級活動（海水浴）で、生徒が游泳中に負傷、救急搬送された。
- ▶ 夏休みプール開放時の指導者が、プールに飛び込んで死亡した。
- ▶ PTAもちつき大会で、保護者がやけどした。
- ▶ 市PTA主催ソフトバレー大会の練習中に、保護者がアキレス腱断裂した。
- ▶ PTA廃品回収活動で、児童が犬にかまれた。
- ▶ 高校の夏季課外に出席するための登校中に交通事故に遭つた。
- ▶ 高校で開催された模擬試験に出席中に、学校で負傷した。
- ▶ 高校文化祭PTAバザーの準備中に保護者が包丁で指を切つた。

## 学童期（5歳～19歳）の運動と事故

- 死亡原因の第1位、第2位は、自殺、不慮の事故
- 事故死亡の3分の1は避けたことができたと言われます。  

- 事故を予防する大人の配慮（安全、発達段階を考慮）
  - 救急のABC（C—ABD）
  - 胸骨圧迫、気道確保、人工呼吸、AED・薬
  - 外傷のRICER：安静、冷却、圧迫、挙上、児童がけがをした。
- 理解し、実行できる大人的力が必要です。
- 事故を回避する子どもの力（判断力、体力、実行力）を養いましょう  
→ 食べる、休む、遊ぶ、学ぶ、協力する、想像する、など

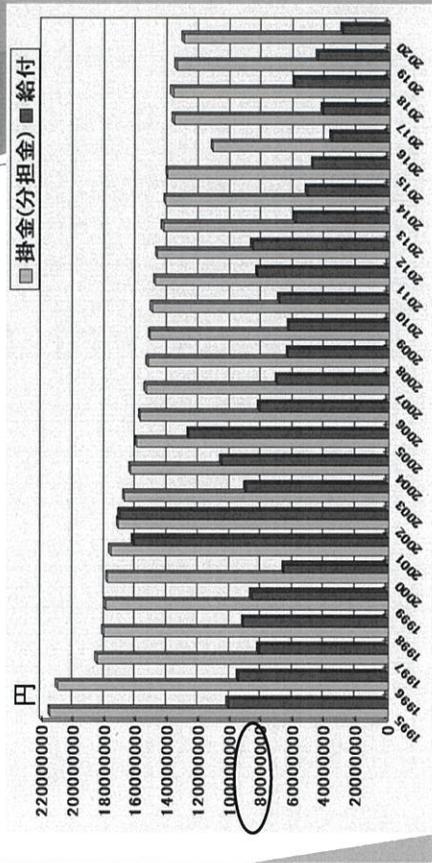
## 例：PTA会長承認行事中の被災

- ▶ 部活動の对外試合応援中に、保護者が応援席で転倒した。
- ▶ 野球部の对外試合で、審判をしていた保護者がけがをした。
- ▶ 部活動練習試合で、生徒が対戦相手と衝突してけがをした。
- ▶ 部活動指導者（教職員）が、冠大会の試合前の練習中に、アキレス腱断裂した。
- ▶ 部活動对外試合の生徒輸送中に後続車に追突された。
- ▶ 部活動の夏休み合宿中に、生徒がけがをした。
- ▶ 部活動のお別れ試合（親子対抗戦）で、保護者が転倒してけがをした。
- ▶ 明のフェスティバルに学校代表として参加した学級のダンス発表で、児童がけがをした。
- ▶ 学級で、テレビ局主催の30人31脚決勝大会に参加して、帰りの空港駐車場で、保護者が転倒して負傷した。

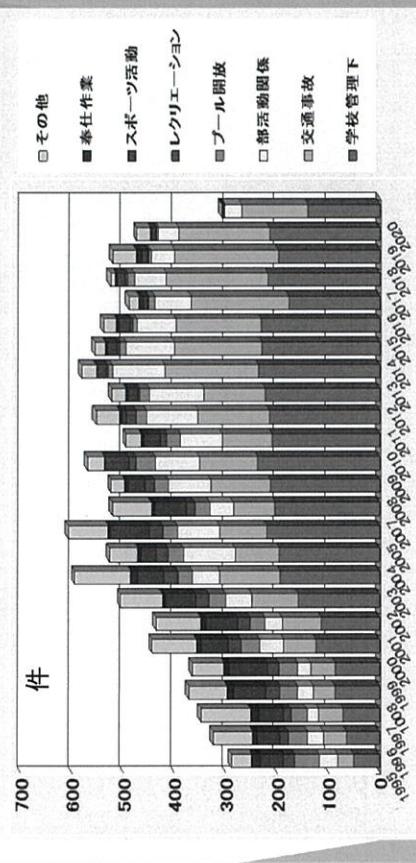
## 例：保護者の被災

- ▶ 入学式のため登校中の保護者が、歩道で転倒した。
- ▶ 運動会の地区対抗リレーで、保護者が転倒し、アキレス腱断裂した。
- ▶ 運動会の後片付け中に、保護者がテントの部品で指を挟んで、けがをした。
- ▶ 町PTAの対抗ミニバーレー大会で、保護者がけがをした。
- ▶ 保護者の代理で授業参観に参加した児童の祖母が、ドッジボールで転倒し、けがをした。
- ▶ PTAバザーの調理中に、保護者が包丁で指を切った。
- ▶ PTA会長が、郡PTAバーボル大会参加中にけがをした。
- ▶ PTA商品回収活動で、保護者がバックしてきた車に足をひかれた。
- ▶ 部活動の練習試合で、生徒の送迎中に追突事故に遭つた。

## 掛金と給付総額の比較

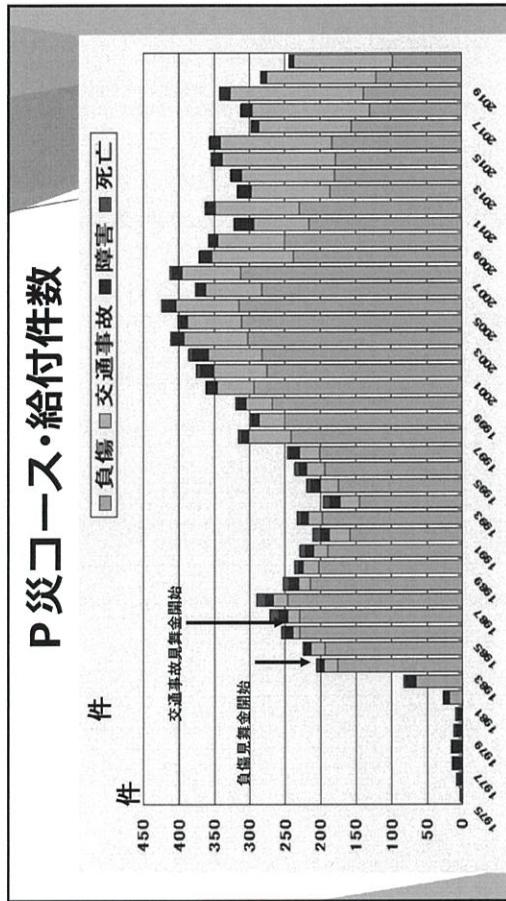
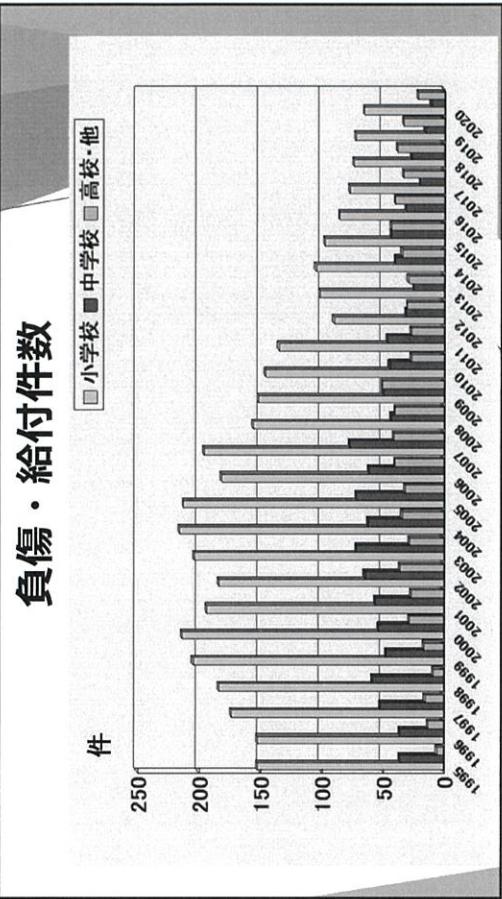
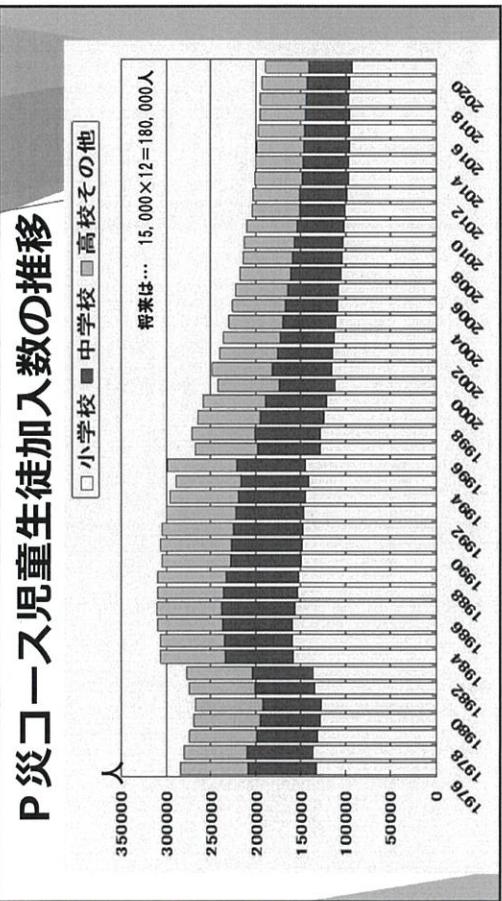


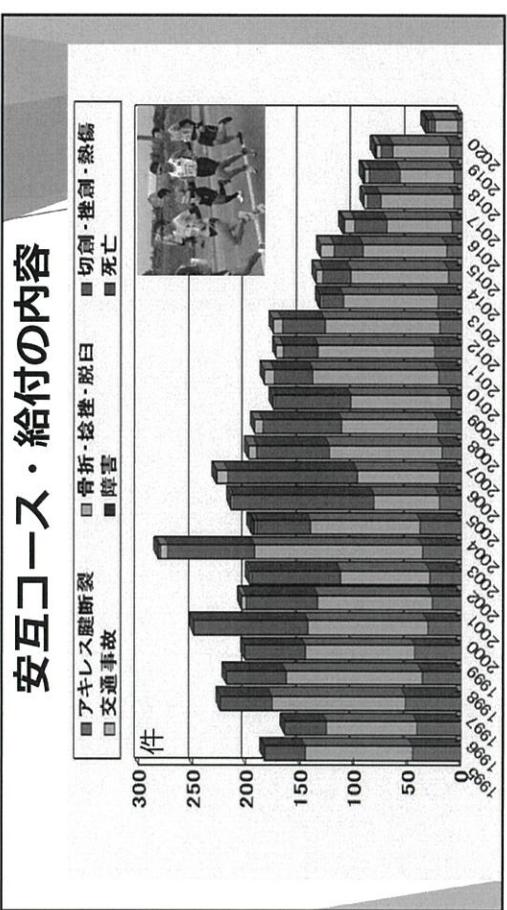
## 事故の発生した活動（PTAコース報告数）



## 例：学校管理下の被災

- ▶ 登校中の児童が転んで、地面にぶつかり歯が折れた。 (歯科)
- ▶ 自転車登校中に、左折車と衝突してけがをした。 (交通)
- ▶ 集団登校中に、ワゴン車が突っ込んで児童が死亡した。 (交通)
- ▶ 部活動練習中に、金網の端が生徒の目に刺さった。 (障害)
- ▶ 部活動練習でランニング中、生徒が心停止になつた。 (特別)
- ▶ 体操の練習中に転落して、生徒が頸髄損傷になつた。 (障害)
- ▶ 屋休みに歓談していた生徒が、突然死した。 (特別)
- ▶ 掃除時間に、(まうき)が歯にあたって、歯が折れた。 (歯科)
- ▶ 授業参観出席のため登校中であつた保護者が交通事故に遭つた。 (交通)
- ▶ 修学旅行中に、生徒が交通事故に遭つた。 (交通)
- ▶ 下校中の児童が、踏切内の列車事故で死亡した。 (交通)





## 熊本県PTA共済・契約申込書

一般財団法人熊本県PTA教育振興財団 御中

(令和 ) 年度の熊本県PTA共済について、  
加入者名簿を添えて、下記のとおり契約を申し込みます。

申し込み日		( ) 年 ( ) 月 ( ) 日	
契約PTA正式名称(フリガナ)			
公印			

契約PTA住所		〒( )-( )	
被共済者の種別			
P災コス 被共済者 (加入数)	小・中学校 義務教育学校	児童・生徒等	共済掛金 加入数
	高校学校 高等専門学校	生徒・学生等	500円
	部活動等の指導者 (学校管理下の部活動 のある場合のみ)※	PTA教職員会員	800円
		外部・ブール指導者	500円
		P災コース 計	500円
安互コス 被共済者 (加入数)	保護者会員(家庭実数)	世帯	150円
	教職員会員	人	150円
	準会員	人	150円
	PTA活動の指導者・支援者	人	150円
	PTA雇用の事務職等	人	150円
安互コース 計		150円	
次年度の熊本県PTA共済について、引き続き上記と同様に契約の申し込みをします。 *次年度の契約継続(予定)申し込みをする場合は <input type="checkbox"/> に、チェック <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。			
事務担当者(フリガナ)			
氏名	電話番号(携帯電話)	PTA内の役職	
事務担当者連絡先	※学校管理下の部活動の有無について必ず記入ください。(一つでも部活動の すこ配入ください。ある場合は「有」になります)	(通言欄)	
財团記入事務担当年月日	年 月 日	(財團記入) 事務局受付年月日	
財团記入共済掛金金額	年 月 日	(財團記入) 掛金入金日	

<注> 1) 被共済者数は、申込時点での加入数、PTA会員保護者は家庭実数をご記入ください。  
2) 申し込み代表者は、申込時点の該当者を記入ください。また、※について、該当するものを○でお圈ください。  
3) 財團記入欄には記入しないでください。

<注> 1) 共済加入時点の数をご記入ください。PTA保護者は家庭実数をご記入ください。  
2) 財團記入欄には記入しないでください。

第2号様式の3

PTA名 ( )  
PTA会長名 ( ) 様

**熊本県PTA共済・加入申込書 (被共済者用)**

令和 年 月 日

(令和 ) 年度熊本県PTA共済について、下記の通り加入を申込みます。

保護者氏名

(教職員、部活動等の指導者、準会員等の場合は、加入者本人氏名)

被共済者名 (加入者の氏名欄が不足する場合は別紙を添付してください)

共済コース	所 属	氏 名
P災コース (当PTAの所属する学校に在籍する児童生徒等について、共済に加入する方全員を記入してください)	年 組	
	年 組	
	年 組	
	年 組	
安互コース	加入する	加入しない

※安互コースについては、該当するものを○で囲んでください。  
※この申込書は、共済契約者である単位PTAにおいて保管してください。  
※事故報告の際には、この申込書のコピーを添付してください。

振込先

振替払込請求書兼受領証							
02 福岡				払込取扱票			
口	座	番	号	金額	料金	通常払込料金	加入者負担
0	1	9	4	0	1	7	6
加	入	者	名	額	料	金	金
一般財團法人 熊本県PTA教育振興財団				7 6 8			
※払込人住所) 千葉県印西市印西1丁目1番地				記帳用印			
ご依頼欄に記入した場合は、その箇所に正印を押してください。				ご依頼欄に記入した場合は、その箇所に正印を押してください。			
ご依頼欄に記入した場合は、その箇所に正印を押してください。				ご依頼欄に記入した場合は、その箇所に正印を押してください。			
P災				P災			
ご依頼欄に記入した場合は、その箇所に正印を押してください。				ご依頼欄に記入した場合は、その箇所に正印を押してください。			
合計 ( )人=( )円				合計 ( )人=( )円			
備考				備考			
この用紙は六枚に渡ります。				この用紙は六枚に渡ります。			
P災コース専用				P災コース専用			
小・中学生 500円×( )人=( )円				小・中学生 500円×( )人=( )円			
高校生 800円×( )人=( )円				高校生 800円×( )人=( )円			
教職員指導者 500円×( )人=( )円				教職員指導者 500円×( )人=( )円			
外部指導者 500円×( )人=( )円				外部指導者 500円×( )人=( )円			
ブル指導者 500円×( )人=( )円				ブル指導者 500円×( )人=( )円			
合計 ( )人=( )円				合計 ( )人=( )円			
備考				備考			
この用紙は六枚に渡ります。				この用紙は六枚に渡ります。			
P災				P災			
ご依頼欄に記入した場合は、その箇所に正印を押してください。				ご依頼欄に記入した場合は、その箇所に正印を押してください。			
合計 ( )人=( )円				合計 ( )人=( )円			
備考				備考			
この用紙は六枚に渡ります。				この用紙は六枚に渡ります。			
安互				安互			
ご依頼欄に記入した場合は、その箇所に正印を押してください。				ご依頼欄に記入した場合は、その箇所に正印を押してください。			
合計 ( )人=( )円				合計 ( )人=( )円			
備考				備考			
この用紙は六枚に渡ります。				この用紙は六枚に渡ります。			

- 1) 手書きにて記入し、印を押してください。
- 2) ※払込人氏名は、直接払込義務をする担当者ご自身の住所と氏名を記入し、身分証明を提示してください。
- 3) P災コースは別々に払込手数料は、一般財團法人 熊本県PTA教育振興財団で負担します。

## 参考 1

## PTA会長承認行事申請書

( ) 学校PTA会長  
( ) 様

団体名(部、組など)			
代表者氏名			
参加行事			
主催者			
参加日	(例) ( ) 年 ( ) 月 ( ) 日		
	○時○分～○時○分	○時○分～○時○分	○時○分～○時○分
	○時○分～○時○分		
日程			
児童生徒等	添付の名簿のとおり		
指導者	添付の名簿のとおり		
保護者等	添付の名簿のとおり		

上記行事をPTA会長承認行事として承認します。  
 ( ) 年 ( ) 月 ( ) 日  
 ( ) 学校PTA会長 ( ) 公印

## 参考 2

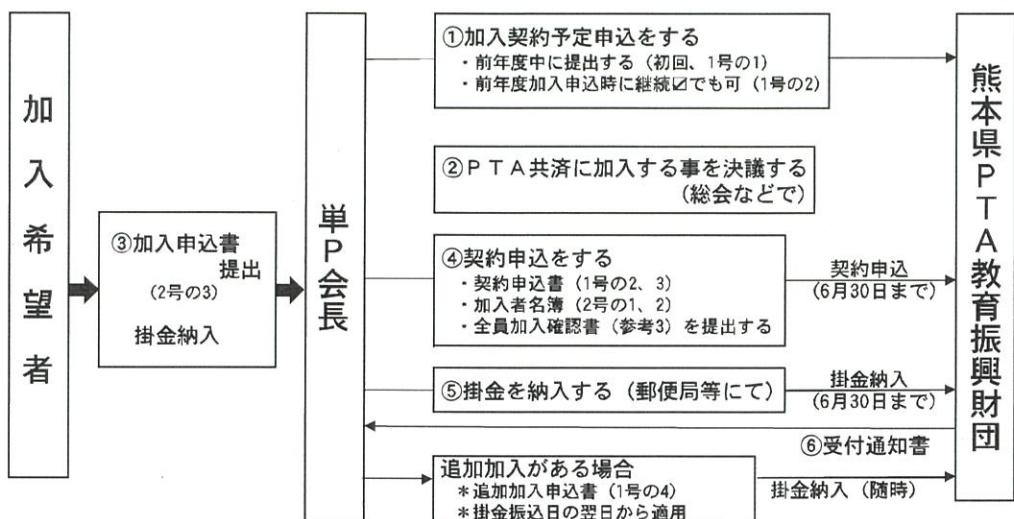
## PTA活動・PTA会長承認行事等における輸送計画書

( ) 学校PTA会長  
( ) 様

団体名(部、組など)			
代表者氏名			
参加行事	参加行事または 参加PTA活動		
主催者			
参加日(輸送日)	( ) 年 ( ) 月 ( ) 日		
	(例) ○時○分～○時○分	○時○分～○時○分	○時○分～○時○分
	○時○分～○時○分		
日程			

上記輸送計画をPTA活動・PTA会長承認行事の一環として承認します。  
 ( ) 年 ( ) 月 ( ) 日  
 ( ) 学校PTA会長 ( ) 公印

### P T Aでの加入手続きの流れ



### 共済金請求手続きの流れ

